平成２６年（フ）第３５６９号
大阪府豊中市小曽根４丁目25番18号
債務者　田元　義子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３５８１号
大阪市中央区島之内１丁目15番12号グランドシーズ心斎橋東302
債務者　永田　悦子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６０３号
大阪市平野区平野上町１丁目12番27号　201号、前住所大阪市平野区喜連５丁目８番14号
債務者　川添　正美
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６２８号
大阪府門真市本町９番10―810号、前住所大阪府門真市浜町20番10号浜田ハイツ５―Ａ
債務者　竹谷　康博
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６８２号
大阪府高槻市宮が谷町13番13号
債務者　中林　洋子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１７号
大阪府門真市常称寺町１番12号
債務者　窪田多江子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１８４号
奈良県大和高田市三和町３番14号
債務者　中西久仁子
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１３３号
愛知県豊橋市佐藤３丁目18番地12　301
債務者　水野　秀憲
1　決定年月日時　平成26年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月24日午前10時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第３８２１号
大阪市港区市岡元町１丁目８番５―205号、前住所大阪市住之江区平林南２丁目３番２号
債務者　南　　将之
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月７日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９０号
川崎市幸区幸町３丁目14番地　ワダハイツ102
債務者　波多野　藍
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０１号
川崎市川崎区渡田３丁目２番３号　西坂荘101
債務者　武田　留治
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０７号
川崎市宮前区野川30番地８、前住所横浜市港北区新吉田東３丁目３番18―302号
債務者　島野　賢二
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
川崎市幸区小向西町２丁目41番地
債務者　近江　由実（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第３３８号
川崎市宮前区神木本町３丁目５番23号　コーポセントヴァレイＢ103
債務者　本田　清人
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１２９１号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑64番地１―203号　グリーンハイムイヌヰ
債務者　岩元　大実
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４６７号
横浜市港北区富士塚２丁目29番７号　エルナージュ101
債務者　若浦かほ里
1　決定年月日時　平成26年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部